

いおかぜ

No.329 2018 11月号

税制改正に関する提言.....2~3

第101回 税金よもやま話

『生前贈与による相続制対策』.....5

第28回「知って得する？」社労士の独り言

『10月1日から変更されたこと~Ⅰ.最低賃金
(地域別)の改正』と『Ⅱ.健康保険被扶養者の
手続きについて~』.....9

地域の会員企業紹介.....10

おじゃましました♪会員訪問

Vol.22 下里自動車株式会社さん.....11



公益社団法人 藤沢法人会

表紙写真:Photoラ・ヴィータ 高橋フミカ氏

税制改正に関する提言



去る9月20日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「平成31年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

はじめに

我が国経済は引き続き緩やかに拡大しているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。良好な企業業績や人手不足感の強まりにもかかわらず、賃金や個人消費への波及力が十分ではなく、依然として安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却にも至っていない。

日銀が異次元とされる大規模金融緩和を長期にわたって実施してきたにもかかわらず、2%の物価目標は再三にわたり達成時期が延期されたうえ、目標時期の明示そのものまで取りやめてしまった。それどころか大規模緩和の副作用が顕在化したことから、この緩和政策の一部修正を余儀なくされた。これはアベノミクスの中核となるべき成長戦略が規制改革の後退などで力強さを欠き、金融政策に依存しすぎた結果であろう。

国家的課題である財政健全化も後退する一方である。政府は国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標の達成時期について、消費税率10%への引き上げを2019年10月に再延期したことなどを理由に、2020年度から2025年度へ大幅に延期した。さらに中間年度に向けた歳出増加額の抑制目標では、社会保障費などの数値設定を避けた。また、消費税率の使途についても、これまでの年金、医療、介護、子育てという社会保障4経費に加え教育無償化に対象を拡大した。これは「社会保障と税の一体改革」の理念を明らかに逸脱したものであり、財政規律を大きく毀損することを意味しよう。改革の後退を許してはならない。

国際経済面では、懸念されたトランプ米政権の保護主義的政策が米中通商摩擦などに発展しており、我が国にとっても看過できないリスクとなっている。ただでさえ力強さを欠く我が国経済が変調をきたすようなことになれば、地域経済と雇用の担い手である中小企業への影響は甚大である。いまから税制を含めた周到な活性化策が求められよう。

平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。

目標の早期達成に向けて全力を！

- 少子高齢化の急速な進行は不可避。

社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！

- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！

- 中小企業は雇用の担い手。

事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！



税目別の具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

- ① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

- ② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。





2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。



4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

社会貢献活動

平成30年度の社会貢献活動一環として、神奈川県内で増加傾向にある特集詐欺被害や交通事故、それらから高齢者を少しでも守ろうと、藤沢市、藤沢、藤沢北両署に「防犯用電話自動応答録音アダプター」50台を寄贈しました。また、秋の交通安全運動に伴い開催される第30回茅ヶ崎市交通安全グレースボール大会を後援しました。

8月30日(木)

撃退!! 振り込め詐欺
迷惑電話防止機器
贈呈式

藤沢市役所本庁舎



藤沢市役所で開かれた贈呈式で鈴木恒夫市長、藤沢署の岩岡豊署長、藤沢北署の重江光一署長に機器を手渡し、感謝状を賜りました。

9月20日(木)

第30回
茅ヶ崎市交通安全
グレースボール大会
円蔵スポーツ広場



グレースボールは、ゲートボールに交通安全のルールを取り入れておこなわれる競技です。コート内に横断歩道や安全地帯、危険地帯を設け、横断歩道を通る際は、左右の安全確認を行うなど、普段親しんでいるスポーツを通して交通安全の意識を高めていました。

■平成30年8月入会

——— 新入会員のご紹介 ———

支部	号	法人名 / 屋号	代表者名	所在地	電話	業種
藤沢南	2 正	(株)不動マネジメント	大和田章夫	鵠沼石上2-9-16	0466-52-5078	解体工事業
藤沢南	2 正	(株)不動コンストラクト	藤谷 兼一	鵠沼石上2-9-16	0466-52-5078	解体工事業
藤沢西	1 正	(株)イーエックス	大小原 徹	辻堂元町4-9-24	0466-52-8311	小売業
茅ヶ崎南	11 正	(有)エム・テック	横山 勝俊	南湖2-12-26-2	0467-57-3278	設備業
藤沢東	3 賛	大孔建設会社	黄 鈺琇	大鋸1112-2	0466-51-0590	建設業

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。

会員増強月間(9月～12月)展開中!

みなさんも新しい会員をご紹介下さい!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。※詳細につきましては下記をチェック!!

個人の特典

- 1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。
また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。
- ☆記念品は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

支部・地区の特典

- 支部 6件の達成で 30,000円
- 地区 1件あたり 5,000円
- 支部目標達成 30,000円
- ☆報奨金は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。
- ☆各支部目標については事務局に確認願います。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

税金よもやま話

第
101
回

東京地方税理士会 藤沢支部
萩尾常一

生前贈与による相続税対策

○ はじめに

「相続税（節税）対策」とよく目に、耳にすることが多くなってきました。

昨今はいろんなメディアで、こぞって取り上げています。

既にご存知かとは思いますが、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続開始（死亡）の場合、相続税の基礎控除額が従前の 60% 相当（3,000 万円＋相続人の数×600 万円）に引き下げられたことや、少子化で法定相続人の数が減少していることなどが原因として考えられます。

そこで、様々な相続税（節税）対策の中の一つである「生前贈与」により、相続税の課税財産（相続税の対象となる遺産の額）を減らすことを考えてみましょう。

《ケース 1》暦年課税による贈与

暦年課税とは、年間 110 万円までは非課税となっている一般的な贈与のことです。

これは、受贈者（もらった方）毎に毎年 110 万円の非課税枠がありますので、何年でも連続して、何人にも贈与が継続的に出来ます。そして、現金等に限りません。

ただし、贈与者（あげた方）が亡くなった場合に、その贈与者から財産を相続した相続人については、亡くなった日から 3 年間遡って贈与を受けた額を相続財産に加算することとなっています。

このことから、亡くなった日から 3 年を超える贈与や、一代飛ばして孫に贈与することで、相続財産に加算されることなく課税財産を減らすことができます。

《ケース 2》相続時精算課税による贈与

相続時精算課税とは、2,500 万円までは非課税となっている贈与の特例です。

これは、贈与者毎に 2,500 万円の非課税枠があり、何年かに分けて贈与することも可能ですが、この非課税枠が一生分です。

これもまた現金等に限りませんが、贈与者と受贈者の双方に年齢制限があり、贈与者が亡くなった場合で相続税を計算する際には、必ず相続財産に加算することとなっています。（*この特例の場合は一代飛ばしの贈与であっても加算対象となります）

ただし、相続税を計算する際は贈与時の価額で加算されますので、相続時に評価額が高くなっている不動産などの場合には、結果として課税財産が減ることとなります。

なお、この特例を一度選択した場合その贈与者からのその後の贈与は、全て相続時精算課税の対象（暦年課税への変更は出来ません）となり、非課税枠を超えたものは一律 20% の贈与税が課税されます。

《ケース 3》居住用財産（又はその取得資金）の贈与の配偶者控除

婚姻期間が通算 20 年以上であれば、配偶者からの居住用不動産（又はその取得資金）の贈与について 2,000 万円までは非課税となっている特例です。

また、《ケース 1》の暦年課税の非課税枠と組み合わせることで最大 2,110 万円までが非課税となります。

ただし、この特例は同じ配偶者からは一生に一度のみしか適用できません。

贈与者である配偶者が亡くなった場合には、この配偶者控除の特例を適用した部分の 2,000 万円までについては相続財産に加算する必要がありませんので、確実に課税財産が減ることとなります。

《ケース 4》教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与

父母や祖父母が子や孫に対して一定の要件のもとに贈与した場合、教育資金 1,500 万円まで又は結婚・子育て資金 1,000 万円までが非課税となる特例です。

これは、金融機関等に専用口座を開設（受贈者 1 名に対し 1 口座のみ）して、その口座に一括で資金を入金（贈与）するもので、その資金の使い道が限定されており、それ以外の用途に使う場合には贈与税が課税されます。

この場合も、非課税となった部分（その目的に応じて使ったもの）については 相続財産に加算する必要がありませんので、課税財産が減ることとなります。

《ケース 5》住宅取得資金の贈与

父母や祖父母が子や孫に対して一定の要件のもとに居住用の住宅取得のための資金を贈与した場合、その日付や要件等により 300 万円から最大 3,000 万円まで非課税となる特例で、受贈者の年齢や所得金額、家屋の面積等に制限があります。

この場合も、非課税となった部分については相続財産に加算する必要がありませんので、課税財産が減ることとなります。

○ おわりに

生前贈与以外にも、借入金や不動産、生命保険金などを活用する方法や養子縁組など、様々な相続税（節税）対策がありますが、いずれもリスクを伴うものが多いことから、より慎重に検討しなければなりません。

それに比べて「生前贈与」は、比較的手軽に出来る点や相続税（節税）対策に対する効果が分かりやすく、最善と言えるのではないのでしょうか。

いずれにしても、いざとなってからでは遅いので早い時期から夫婦・親子などで考えておくことをお勧めします。

ただし、「生前贈与」する場合は『贈与契約書』を必ず作成して、『贈与税の確定申告』を期限内に提出することを忘れないよう注意しましょう。

8/28火

参加人数29名

藤沢北東支部ボウリング大会 (湘南とうきゅうボウル)



- 1位 井駒 恵子氏 〈有井駒工務店〉
2位 井駒 勝久氏 〈有井駒工務店〉
3位 長嶋真寿美氏 〈有湘南コーポレーション〉



9/6木

参加人数80名

会員懇談会(湘南クリスタルホテル)



法人会のメリットの1つでもある異業種交流会が、湘南クリスタルホテルで開催され、7月に着任された藤沢佳文・藤沢税務署長をはじめ、税務署幹部の方々にご臨席いただきました。会場には企業紹介ブースを設置し、自社PRや新入会員の方々の自己紹介など盛大に行われました。12月には、青年部会が主催する名刺交換会、来年の1月から2月にかけて女性部会や各支部が新年会を兼ねた異業種交流会等が開催されますので、沢山の名刺をご準備いただき、足を運んでみてはいかがでしょうか？

9/7金

参加人数39名

第6回藤法レディースアカデミー開講式 (藤沢法人会館)



第6回藤法レディースアカデミー開講式では、7月に着任された藤沢佳文・藤沢税務署長をはじめ、繪柳ふみ・法人課税担当副署長他幹部の方々のご臨席を賜り開催しました。藤沢署長の講話では、“知っておきたい所得税”と題し、所得税について分かりやすくお話いただき、とても有意義な講話でした。



9/14金

参加人数38名

藤沢西支部特別企画秋のお役立ちセミナー&懇親会(藤沢商工会館ミナパーク)



東京工芸大学芸術学部教授の大島武氏をお招きし、“リーダーのためのコミュニケーション技術”と題し、研修を行いました。また、研修会後の懇親会では企業ブースを設置した企業の自社PRや参加者が自己紹介を行い、異業種交流会が盛大に行われました。



9/18火

参加人数55名

茅ヶ崎三支部合同研修バス旅行



「水陸両用バス山中湖のKABA乗車&マンズワイン勝沼工場見学の旅」

9/27(木)

参加人数52名

藤沢東支部・藤沢間税会合同研修会



司法書士の坂根隆志氏をお招きし、“成年後見人の運用と家族信託”と題し、研修を行いました。



9/27(木)

参加人数26名

寒川支部研修バス旅行



「三島スカイウォーク&韮山反射炉と沼津港深海水族館を巡る旅」

10/5(金)

参加人数181名

藤沢5支部合同旅行



「江の島発 高速ジェット船で行く伊豆大島」

10/17(水)

参加人数18名

事業経営セミナー



(有)人事・労務の梅津裕一郎氏をお招きし、“事例から学ぶ失敗しない外国人採用～外国人は雇用の時代から新たな経営のステップへ～”と題する研修を行いました。



10/18(木)

参加人数37名

藤沢法人会青年部会と 平塚法人会青年部会との合同交流会



「F. ドリーム平塚／ホテルサンライフガーデン」

10/18(木)

参加人数26名

藤沢西支部ゴルフ大会 (芙蓉カントリー倶楽部)



- 1位 富崎 亨氏〈(株)ティディエム湘南〉
- 2位 吉村 啓明氏〈特定非営利活動法人 さがみメンタル・ケア・センター〉
- 3位 廣瀬美夜子氏〈Artemis(株)〉

役員への
質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤法人会はどこなところ?
- ①茅ヶ崎南支部、組織委員長 ②社会保険労務士法人 澤 ③澤呂重夫 ④社会保険労務士業 ⑤いろんな人に会える場

平成30年分 年末調整等説明会及び消費税の 軽減税率制度等の説明会開催のお知らせ

■会場と日程等

開催月日	会 場	時 間	対象地域 (注)
11月 6日(火)	寒川町民センター (ホール)	軽減税率制度等説明会 10:00~11:00 年末調整等説明会 13:30~16:00	寒川町内全域
11月15日(木)	茅ヶ崎市民文化会館 (大ホール)	軽減税率制度等説明会 10:00~11:00 年末調整等説明会 13:30~16:00	茅ヶ崎市内全域
11月20日(火)	藤沢市民会館 (大ホール)	軽減税率制度等説明会 10:00~11:00 年末調整等説明会 13:30~16:00	藤沢市内全域

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

■お問い合わせ先

年末調整・法定調書関係・消費税関係	給与支払報告書関係
藤沢税務署 0466-22-2141 (代表)	藤沢市役所 市民税課 0466-25-1111 内線 2341~2346
源泉所得税担当 (説明会及び源泉所得税関係) 内線 621 又は 622	茅ヶ崎市役所 市民税課 0467-82-1111 (代表)
管理運営部門 (用紙請求及び法定調書関係) 内線 313	寒川町役場 税 務 課 0467-74-1111 内線 421~423
消費税等担当 (消 費 税 関 係) 内線 614	

※税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、説明会 (会場案内)、用紙請求 (源泉所得税関係・法定調書関係) については「2」番 (税務署) を選択してください。

●年末調整等説明会の用紙配布は開始30分前から行っています。開始直前は大変混雑いたしますので、余裕をもってご来場願います。

●会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。




湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美

「大腸ポリープ」のお話

●2016年度の部位別がん死亡率によれば、大腸がんによる死亡率は男性では3位、女性では1位と、上位を占めています。

●大腸の腺腫性ポリープの切除による大腸がんの予防

大腸は長さ1.5メートルの管で、盲腸、結腸、直腸に分けられます。水分やミネラルを吸収し、便を作るはたらきをしています。大腸の表面の粘膜の一部がイボのように隆起してできたものを大腸ポリープといい、腫瘍性のポリープと非腫瘍性のポリープに分けられています。(1)腫瘍性ポリープは、①がん (悪性腫瘍)と②腺腫 (良性腫瘍)に分類されます。(2)非腫瘍性ポリープは、①炎症性ポリープ、②過形成性ポリープ、③過誤腫性ポリープ、④その他のポリープに分類されます。大腸ポリープのうち、大腸がんになる可能性があるものは腫瘍性ポリープである「腺腫」です。大腸がんは、正常な粘膜から腺腫が生じ、それが悪性化してがんになる場合と、腺腫の状態を経ずに一気にがんになる場合があります。腺腫を経て大腸がんになるものについては、腺腫のうちにそのポリープを切除してしまうことで大腸がんを予防するこ

とができます。

●大腸ポリープを発見する方法と治療による効果

大腸ポリープは殆どの場合、自覚症状がないため、2日間の便潜血検査を行い、1日でも陽性と判定された場合には大腸内視鏡検査を行うのが最も有効です。便潜血検査により、進行がんの90%以上、早期がんの約50%、腺腫などのポリープの約30%が発見・治療されており、その結果、大腸がんの死亡率を約60%、大腸がんになるリスクを46~80%下げることが報告されています。

●大腸内視鏡で治療できる大腸ポリープおよびがん

①直径6mm以上の腺腫性ポリープ、および②リンパ節への転移の可能性がほとんどなく内視鏡を使って一括で切除できるがんが内視鏡治療の適応です。

●大腸腺腫性ポリープ摘除後の経過観察は一般的には3年後で十分

腺腫性ポリープ摘除後の経過観察は何年後が適切であるかを検討するための研究として「Japan Polyp Study」が行われ2014年に結果が公表されました。初回内視鏡治療後、①1年目と3年目に経過観察の内視鏡を行う2回検査群と、②3年目だけ経過観察を行う1回検査群を設定し、検討した結果、両群間における、「がん」、「高度異型腺腫 (腺腫の中でもがんに進行する危険性の高いもの)」、「径10mm以上の腺腫」などの危険度の高い病変の3年間での発見率は差がないという結果でした。この研究により、腺腫性ポリープ摘除後の経過観察は3年後で十分であることが示されました。

「知って得する？」社労士の独り言 第28回

10月1日から変更されたこと

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部

～「Ⅰ. 最低賃金（地域別）の改正」と「Ⅱ. 健康保険被扶養者の手続きについて」～

特定社会保険労務士 石川 貢

Ⅰ. 最低賃金（地域別）の改正

今年も最低賃金改正の時期となりました。神奈川県では、10月1日から神奈川県の最低賃金（地域別最低賃金）を現行の時間額956円から27円引き上げて983円に改正することを決定しました。この上げ幅は、最低賃金を時間給で表示ようになった平成14年以降最大の上げ幅となりました。

【最低賃金のチェック方法】 簡単ですのでチェックしてみてください。

- ① 時給の場合 : 時給 $\geq$ 最低賃金 983 円
- ② 日給の場合 : (日給 $\div$ 1 日の平均所定労働時間) $\geq$ 最低賃金 983 円
- ③ 月給の場合 : (月給 $\div$ 1 か月の平均所定労働時間) $\geq$ 最低賃金 983 円
- ④ ①、②、③が混合している場合（基本給が日給で手当が月給等）：
 - イ 基本給（日給）を、②の方法で時間額を算出
 - ロ 手当（月給）を、③の方法で時間額を算出
 - ハ (イ+ロ) $\geq$ 最低賃金 983 円

<注> 賃金と最低賃金額を比較するときには、次の賃金は賃金の総額に算入しません。

- (1) 精勤・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増し手当

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。最低賃金には、地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、特定の産業に働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。

Ⅱ. 健康保険被扶養者の手続きについて

10月1日から国内在住の健康保険被扶養者認定事務が、厚生労働省からの指示により厳格化されました。届書に身分関係および生計維持関係を証明する書類（公的証明書は提出日から90日以内の原本）の添付が必須となります。一部、事業主の確認で証明書の添付が不要とされているものがありますが、後日、調査が入った場合を想定し、提出書類は全部コピーを取っておくことをお勧めします。また、該当される被保険者に対し、申請時に必要となる身分関係及び生計維持関係の書類を準備するよう事前に案内することなどが必要となると考えます。必要な添付書類については下記の添付書類一覧をご参照ください。

なお、この健康保険被扶養者認定事務変更には申請時のことしか書かれていませんが、

協会けんぽが毎年8月頃に行う「健康保険の被扶養者の見直し事務」にも影響が出ると考えます。以前に取得された方で別居されている場合は、仕送りの事実を証明する振込および現金書留の控えが必要となると考えますので、予め該当する方に周知しておきましょう。なお、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」にかかる Q & A が日本年金機構ホームページ（大切なお知らせ：健康保険被扶養者の手続きについて）で公開されています。ご参照ください（<http://www.nenkin.go.jp/>）。

<添付書類一覧> 【同居の場合は項番 1・2 を、別居の場合は項番 1・2・3 を添付】

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票※ 1 (提出日から 90 日以内に発行されたもの)	続柄の 確認	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130 万円未満※ 2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の 確認	・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき※ 3 ・ 16 歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・ 振込の場合：預金通帳等の写し ・ 送金の場合：現金書留の控え（写し）		・ 16 歳未満のとき ・ 16 歳以上の学生るとき

※ 1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※ 2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180 万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）

・ 60 歳以上の方・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※ 3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

※ 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

地域の会員企業紹介

菅野測量登記事務所

- 業種** 土地家屋調査士
- 事業内容** 土地、建物の測量・調査・登記。
○土地、建物に関してのご相談。
○業務以外の各事項のご相談。
(その業務の専門家をご紹介します。)
- 代表者** 菅野 光
- 住所** 茅ヶ崎市富士見町 3-16
- 電話** 0467 (33) 4516
- FAX** 0467 (33) 4517
- メール** Kanno-sokuryou28@kkh.biglobe.ne.jp



有限会社 スズキ企画

- 業種** 建築業
- 事業内容** スズキ企画は、あなたのお住まいの夢をかなえるために 45 年の経験を生かし、自由に柔軟な発想で規格外のご提案をさせていただきます。
- 代表者** 鈴木 謙次
- 住所** 茅ヶ崎市小桜町 6-16
- 電話** 0467 (53) 2001
- FAX** 0467 (40) 5359
- メール** info@suzuki-kikaku.co.jp
- URL** http://www.suzuki-kikaku.co.jp/



ダイニングカフェやよい (株式会社 やよいフードサービス)

- 業種** 飲食業
- 事業内容** ~やよいグループは創業 30 年~
新鮮な魚介を使った海鮮料理を
ご提供しております。
本場九州「天草とらふぐ」、
南房総「天然ふぐ」を使った
ふぐ料理がお楽しみいただけます。
コース料理も多数ご用意。
営業時間 11 時~15 時、17 時~22 時。
定休日: 毎週月曜 (月曜日のご予約に
つきましては別途ご相談承ります)

- 代表者** 若林 義正
- 住所** 藤沢市湘南台 2-12-6
相鉄フレッサイン湘南台 1 階
- 電話** 0466 (41) 0090
- FAX** 0466 (41) 0090
- メール** yayoi@yayoi-fs.co.jp
- URL** http://www.yayoi-fs.co.jp/



平成30年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

平成30年度下期(30年10月1日~31年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようにご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌のご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:平成30年11月15日

口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。

法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会
事務局・0466-22-6444



おじゃまりました

会員訪問

vol.022 車検、修理、新車・中古車販売 下里自動車(寒川車検センター)さん

車に関することなら、すべてお任せ！ プロの技術で対応

神奈川県寒川町で50年。地元はもちろん、遠方からもお客様が訪れるのが下里自動車株式会社。「整備」「板金」「販売」「保険」の4部門を中心に、新車・中古車販売や修理・点検・整備、各種保険のほか、「寒川車検センター」として、安心のカーライフを全面的にサポートしています。

2代目の下里宏規社長は、大学卒業後、同業他社に勤務し、自社の板金工場長を約15年任された後、平成21年、父親である初代社長、下里勝二さん(現会長)の跡を引き継ぎました。「父は、地域の皆さんにとっても愛されていたから、私は父が築いた信頼と真心を継承することができました」

2～3ヶ月に一度開催している週末のイベントキャンペーンでは、新車の展示、タイヤ交換、車検相談を実施し、車検予約のお客様には、お米や野菜のプレゼントもあり、好評です。

年間を通して営業し、急な依頼にも迅速に対応できるのが大きな強み。「私が願うのは、自動車事故ストップの実現です。運転の際は、一時停止、徐行、左折に注意すれば、交通事故は減少しますよ」と社長。お客様の安全を願い、きめ細かなサービスを提供し続けています。「かかりつけの車屋さんとして気兼ねなく便利に使って頂けるのが何よりうれしい。安全走行にぜひお役立てください！」



▲ お客様が希望する一台を提供。「経費のかからないリース契約も人気です」



▲ 「小さな傷から大規模なフレーム修正まで、購入後のメンテナンスはお任せください」



◀ オイルの交換からエンジン・ミッションの乗せ換えまで、あらゆる整備に対応。

車に関する
 ことは何でも
 ご相談ください！

▶ 下里勝二会長(左)と
 下里宏規社長。



下里自動車株式会社(寒川車検センター)

本社
 〒253-0112 神奈川県高座郡寒川町中瀬 20-23
 TEL.0467-75-0695 FAX.0467-74-6846

第二工場(板金塗装工場)
 〒253-0106 神奈川県高座郡寒川町宮山 3083-2
 TEL.0467-74-0399
 HP: <http://www.shimozato.co.jp>



◀ 昭和41年設立。
 地域密着の会社として定着しました。

お客様の更なる発展 を願って

TAO(ティーエーオー)マネジメントグループは、中小企業の経営者様が、本来業務に集中できるよう、経営の三要素のうちの人とお金、そして情報面を、ワンストップにて高品質なサービスを提供していきます。そして皆様方の喜ぶお顔を仕事の糧としながら21世紀における先駆的な集団となるよう努力してまいります。

是非、TAOマネジメントグループをご利用頂き、共に発展していけることを願っております。

TAOマネジメントグループ代表
公認会計士・税理士

土屋 善敬

お客様本位

常にお客様本位で考え、
親身の相談相手として、
お客様とのコミュニケーションを
大切にします。

専門性・先進性

時代の先を行く
専門的かつ先進的なグループとして、
お客様の多様なニーズに
お応えします。

社会貢献

お客様の
「持続的な発展のサポート」を通じて
社会に貢献します。

お客様



TAOマネジメントグループ

会計士

税理士

社労士



提携

弁護士

司法書士

行政書士

不動産鑑定士

各種専門家



TAO
MANAGEMENT GROUP

税理士法人
社会保険労務士法人

【TAO税理士法人】

神奈川県藤沢市鵠沼石上 1-1-15 藤沢リラビル4F
TEL : 0466-25-6008 FAX : 0466-25-6968

【TAO社会保険労務士法人】

神奈川県藤沢市鵠沼石上 1-1-15 藤沢リラビル3F
TEL : 0466-52-7533 FAX : 0466-52-7532